

令和8年度 鯖江市職員採用候補者採用試験案内（先行枠）

鯖江市総務部職員課
〒916-8666 鯖江市西山町13番1号
TEL (0778)53-2201

試験のポイント

- 通常募集試験より1か月半早く合格発表を行います。
第1次試験は4月、最終合格発表は6月中旬を予定しています。
- 第1次試験は「SPI3」により実施します。公務員試験対策は不要です。
- 22歳未満の短期大学、高等専門学校の卒業生または卒業見込みの方も受験できます。
- 令和8年度に実施する本試験以外の鯖江市職員採用試験と併願することができます。
※ 同時期に実施する鯖江市職員採用候補者試験「大学等推薦特別選考」を除く。

受付期間	令和8年3月2日(月)～令和8年3月23日(月) 午後5時
第1次試験日	令和8年4月1日(水)～14日(火) (テストセンター方式により、全国主要都市等に設置される会場またはオンラインによる自宅等での受験)

※テストセンター方式での受験のみとなります。

1 試験区分、採用予定人員および職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
事務(一般行政)	若干名	本庁、出先機関等に勤務し、一般行政事務に従事
技術(土木)	若干名	本庁、出先機関等に勤務し、専門的技術の業務等に従事 (採用後は、受験した試験区分(職種)以外の業務に就くことがあります)
技術(建築)	若干名	

- ※ 採用予定人員は、職員の欠員状況等により変更することがあります。
- ※ 複数の試験区分への受験申込みはできません。
- ※ やむを得ない事情により、急遽、試験日程や試験方法等を変更する場合がありますので、必ず随时鯖江市ホームページトップの「新着情報」および「職員採用情報」を御確認ください。

2 受験資格

試験区分	受験資格・要件	
	資格・免許	生年月日 (下の期間に生まれた者)
事務(一般行政)	不要	
技術(土木)	土木に関する専門課程を卒業した者 または 令和9年3月31日までに卒業見込みの者	平成3年4月2日 ～平成19年4月1日
技術(建築)	建築に関する専門課程を卒業した者 または 令和9年3月31日までに卒業見込みの者	

(1) 上記の資格・免許欄以外の学歴は問いませんが、大学卒業程度の学力を必要とします。

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 日本国籍を有する者

イ 「出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)」に定められている永住者

ウ 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)」に定められている特別永住者

(3) 上記の受験資格があっても、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。(地方公務員法第16条に規定する欠格条項)

ア 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、または執行を受けることがなくなるまでの者

イ 鯖江市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 試験の日時および場所

区分	試験日	試験会場
第1次試験	令和8年4月1日(水)～4月14日(火)	テストセンター方式での受験
第2次試験	令和8年4月30日(木)または5月1日(金)	第1次試験合格者に通知します
第3次試験	令和8年5月23日(土)～5月25日(月)	第2次試験合格者に通知します

4 試験方法

次により、第1次試験と、第1次試験合格者に対して第2次試験、第2次試験合格者に対して第3次試験を行います。

試験種目		試験区分	内容	
第1次試験	SPI3	基礎能力検査	全試験区分	公務員として必要な基礎的な能力についての試験
		性格検査	全試験区分	受験者の性格特徴を見るための検査

第2次試験	集団面接試験	全試験区分	受験者のコミュニケーション能力や自発的な行動力等をみるための集団面接試験
第3次試験	口述試験	全試験区分	受験者の人柄、性格、専門的知識、職務遂行能力等をみるための個人面接
	プレゼンテーション試験	全試験区分	プレゼンテーション資料に基づいた発表およびその内容を踏まえた個別面接
その他		第1次試験合格者に対して、受験資格の有無、申込書記載事項の真否について審査します。	

(1) プrezentation試験について

- ・市民主役やDX(デジタルトランスフォーメーション)推進など、市政の課題解決に自らの知識、経験をどう生かすかをプレゼンテーションしていただきます。
- ・プレゼンテーション資料の作成・提出は、(3)プレゼンテーション資料の作成・提出についてに記載のとおりです。
- ・提出された資料に基づいて、5分間のプレゼンテーションをしていただきます。
- ・プレゼンテーション後、その内容および受験申込時に入力した自己PRをはじめとした全般的な事項について、質疑を行います。
- ・質疑の内容は、プレゼンテーションに限定されるものではありません。

(2) 想定する知識・経験について

分野	知識・経験
市民主役	まちづくり活動に主体的に参加した経験、福井地方創生土等地域活性化に関する資格
DX推進	これまでに習得したデジタル技術に関する専門的知識や経験、民間企業等でのデジタル関連事業に従事した実務経験、情報処理技術者試験合格、技術士(情報工学部門)等の資格 など
ブランディング	デザイン思考を活用し、ブランド価値を体験として提供するイベントの企画・運営経験
土木・建築	これまでに習得した土木・建築に関する専門的知識や経験、民間企業等での土木・建築関連事業に従事した実務経験、土木施工管理技術士、建築士、測量士等の資格 など

※ 記載事項以外であっても、知識や経験を踏まえ、市政の課題解決に資すると考える内容については、プレゼンテーションいただいて構いません。

(3) プrezentation資料の作成・提出について

- ・原則10MB以内のパワーポイント(拡張子は ppt)ファイルで作成いただきます(10MBを超える場合にはご相談ください)。
- ・プレゼンテーション資料は、第1次試験合格発表後から5月20日までの期間に提出していただきます。提出方法は第1次試験合格者に案内します。

5 合格者の発表

区分	発表時期	発表方法
第1次試験合格者	令和8年4月下旬	鯖江市ホームページに掲示 合格者には郵便で通知

第2次試験合格者	令和8年5月中旬	鯖江市ホームページに掲示 合格者には郵便で通知
最終合格者	令和8年6月中旬	鯖江市ホームページに掲示 第3次試験受験者全員に結果を郵便で通知

6 合格から採用まで

最終合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載され、鯖江市職員として採用される資格を持つことになります。採用は、欠員補充等必要が生じた場合行うことになります。
ただし、資格等の取得見込みの人が、「2 受験資格」の項に記載してある所定の期日までに、必要な資格等を取得できなかった場合は、採用されません。

7 採用予定日

採用予定日は、令和9年4月1日としますが、相談の上、令和8年度中に採用される場合があります。

8 採用された場合の給与等（令和8年4月1日予定）

(1) 給与

区分	初任給	諸手当
大学卒	236,300円	扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。
短大卒	221,000円	

なお、職歴などがある人については、上記初任給の額に一定の基準で算出された額が加算される場合があります。

(2) 人事・研修制度

自己申告制度	職員の能力、適性、意向に沿った人事配置を行うため、今後したい仕事の希望、自由意見等を申告する自己申告を行っています。
研修	初任者研修等を行います。

9 受験申込および受付期間

受験申込は、電子申請により受け付けます。

アクセス方法	鯖江市ホームページから職員採用サイトの令和8年度鯖江市職員採用候補者試験案内(先行枠)にアクセスしてください。
手続方法	①電子申請フォーム(LoGo フォーム)にメールアドレスを入力し、送信 ②no-reply@logoform.jp からメール受信 ③受信したメールの URL にアクセスし、入力フォームに必要事項を入力 1分程度の自己PR動画を任意で提出することができます。 ④令和8年3月24日以降に受験票ダウンロードの案内メールを送信します。
受付期間	令和8年3月2日(月)～3月23日(月) 午後5時

※ 令和8年3月23日(月)午後5時までに正常に申込手続ができているものののみを有効とします。正常に申込みが行われていない場合は受験できませんので御注意ください。

※ 申込受理後は試験区分の変更はできません。

10 SPI3の受験について

- ・令和8年3月24日(火)以降、「受検依頼メール」が届いたら、リンク先の案内に従って、基礎能力試験の日時、テストセンターを各自で予約してください。
- ・性格検査は、自宅等のパソコン等で受検してください。性格検査を受検しないと基礎能力試験の予約が確定しません。
- ・過去にテストセンターでSPI3を受験したことがある人も、必ず指定の試験期間中にSPI3を受験してください。
- ・テストセンターは混み合うことが予想されますので、余裕をもって予約してください。
- ・テストセンターの受験におけるトラブルについては、県では一切責任を負いません。
- ・通信機器のトラブルなど受験の中止等があっても、試験期間の延長および日程の変更は行いません。
- ・受験中に外部と通信し他者の協力を得たり、解答集を見たりしながら受験する行為や、他者が本人になりますとして受験するなど、不正受験が判明した場合は失格とし、それまでの合格および採用の決定を取り消します。
- ・第1次試験期間内に受験できなかった場合は、辞退したものとみなします。
- ・3月31日(火)までに「受検依頼メール」が届かない場合は、4月1日(水)までに必ず鯖江市総務部職員課(電話 0778-53-2201)に連絡してください。

11 その他

- (1) 申込手続その他の問い合わせは、鯖江市総務部職員課でお答えします。
電話 (0778) 53-2201 (直通)
(0778) 51-2200 (内線 361)
- (2) この試験は、国家公務員、教育公務員、県職員、他の市町村等の職員の採用試験ではありませんので注意してください。

令和8年度鯖江市職員採用試験に関する情報
(鯖江市職員採用サイト)

